

募集等に係る株式等の顧客への配分に係る基本方針

オリエント証券株式会社

1. 当社は、募集もしくは売出し（※）の取扱いまたは売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株式等のお客様への配分において、お客様の多様な運用ニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 当社は、募集等の取扱いを適切に行うとともに、株式等の配分に際しては、あらかじめお客様の需要動向の把握に努め、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株式等のお客様への配分を行います。なお、機関投資家のお客様につきましては、需要調査への参加状況などを考慮の上、適切な配分に心がけます。

（１）新規公開株の場合

新規公開株の個人のお客様への配分は、機会を公平に提供するため、原則として一定割合について以下の要領で抽選し、配分先を決定します。

- ① 抽選は、ブックビルディング期間中に行われた個人のお客様からの需要申告を対象に、発行価格決定日の翌日に当社が行います。抽選に付す割合は個人のお客様への配分予定数量の10%とし、当選数量の上限は1人1単位とします。
- ② 抽選に当たっては、対象となる需要申告に番号を付し、その番号に対し抽選を行います。
- ③ 抽選に当選されたお客様には、速やかに電話等でお知らせします。
- ④ 抽選に当選されなかったお客様には、その旨のご連絡はいたしません、（２）の方法により決定する配分先の対象となります。
- ⑤ 次に掲げるような場合には、抽選の割合を引き下げ、または抽選による配分を行わないことがあります。
 - イ. ブックビルディングの需要が積み上がらない場合
 - ロ. 個人顧客からの需要申告が当社における個人顧客への配分予定数量に満たない場合
 - ハ. 配分予定数量が10単位に満たない場合

（２）新規公開株の抽選によらない配分

お客様のニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客様を中心に配分することとしています。

- ① 適合性の原則に関する基準
当社は、新規公開株を含む株式投資のリスクを十分ご理解いただいたお客様を中心に配分を行うこととしております。そのため、当社でお取引のないお客様への配分は原則として行わないこととしております。
- ② 短期売買の排除に関する基準
当社は、新規公開株の特性を重視し、長期安定的に保有されるお客様を中心に配分を行いたいと考えます。そのため、過去、配分後直ちに売却されているお客様へは、長期安定的に保有していただけるお客様に比べて配分数量が少なくなることがあります。
- ③ ブックビルディングへの適切な参加に関する基準
当社は、ブックビルディングにおいて適切な需要申告をされているお客

様を優先して配分を行います。

- ④ 営業部店毎に最終的な配分方針を決定する場合の基準
当社は、全社一律の配分方針で決定いたします。

(3) 新規公開株以外の場合

株式以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分および個人のお客様以外のお客様への配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記(2)の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。

4. 当社は、過度な集中配分および不公正な配分とならないよう、年間を通した新規公開株の配分は、原則として一人のお客様につき5回を上限としております。
5. 配分先は、ブックビルディングに需要申告をされたお客様の中から決定いたします。ただし、お客様からの需要申告数量が当社の配分予定数量に満たない場合には、需要申告をされていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案して勧誘を行い、配分を行うことがあります。
6. 需要申告のお申込みは、営業担当者へのご連絡により受け付けます。
7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、発行会社が作成する有価証券届出書および目論見書に記載されます。また、これらの情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、当社の営業担当者からお知らせいたします。
8. 個別の事案において、6. までの内容と異なる方針でブックビルディングまたは配分を行う場合は、その変更の理由とともに、7. に併せてお知らせいたします。
9. 当社におきましては、顧客の損失を補填または利益を追加する目的での株式等の配分を行わないなど法令諸規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与えうる等社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員および暴力団関係者やいわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者、以上①から④に該当する者への配分を行わないこと、同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないこと等を社内規則に明記し遵守に努めます。
なお、需要申告が上記に該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告はお受けいたしません。
10. 以上の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。

※本方針において、「売出し」は目論見書または店頭有価証券については会社内用説明書を作成するものに限りません。

以 上

制定：平成12年10月1日 最終改定：平成22年4月1日